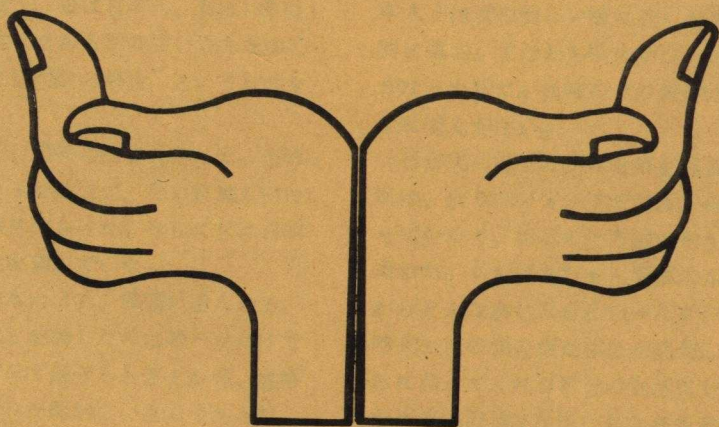


昭和51年3月15日発行(毎月1回15日発行)

民闘連

ニュース

1976. 3 第9号



目 次

■連載論壇・在日朝鮮人の解放に向けて(3)	
民族的屈折からの脱皮と止揚	金 義 晴 1
■在日韓国人の地域実践活動報告	
— 川崎 — 学童保育の実現をめざして	崔 勝 久 4
— 大阪 — 釜ヶ崎越冬キャンプの中から	金 恵 栄 7
■特集 — 申京煥氏問題 —	
在日韓国・朝鮮人の在留権獲得の闘い(1)	有 吉 克 彦 9
関西出張公判取消しに抗議する緊急声明	11
自分の意志で堂々と帰りたい	申 京 煥 12
■教育実践報告	
講演—在日朝鮮人教育の一つの指針(3)	中 谷 豊 13
■論文紹介	
経験と自己回復 (2)	鄭 大 均 16
■ミニ情報	19
■編集後記	22
■資料案内	23

連載論壇

在日朝鮮人の解放に向けて(3)

民族への怨嗟をのり越え

金 義 晴
キム イ チョン

私の父は朝鮮人、母は日本人、私は「混血」である。「混血」である私の生い立ちを中心に私なりの“在日同胞の解放”というものを考えてみたい。

私は同胞の多い尼崎で生まれ育った。当時貧しい人が多かった地区で、私の家庭も例に違わず苦しい毎日であった。そして父は日本人社会への同化を望んでいた。

父の兄弟は日本に3人、韓国に2人いる。

そして日本人と結婚したのは唯一父だけであった。ハラボジは過ぎると言える程、厳格で恐ろしい典型的な朝鮮じいさんであった。

そんなハラボジが何故日本人との結婚を許したのか私は不思議であったが、叔父から聞いた話では、私の母はそこらの朝鮮人より、朝鮮人的な日本人であつたらしく、近所の朝鮮人や親戚から大変可愛がられていたということらしい。今にして思えば何といても朝鮮人である父との、それも酒と暴力の固まりの様な父との生活を幸福なものにせんが為、日本人の妻としての精一杯の努力がそうさせたのだろうと私は思う。

そんな最低の生活の中で私が生まれ、少なくとも子供には楽をという事で両親はがんばった。父は港湾労働・母は女工と同時に家でお好み焼屋という、本当に休息の間もない労働の毎日であった。この労苦が禍してかどうか、母は私がる才の時る日才にも満たぬ若さで死んでしまった。『また呑んでるんやろうかなあ』とひとこと父を安じて死んだという。

この悲しい出来事がある、すぐ祖母(日

本人)は父の新しい嫁に死んだ母の妹を強制的に選ぶ。すなわち私の新しい母に実の叔母がなった訳だ。当時の父の気持は未だ私は聞いた覚えがない。

母が実の母でなかった事を成長して知った私は、余りのショックで荒れ、母に事々にくってかかり、祖母の一方的なやり方を激しく攻めた。「おばあちゃん朝鮮人が嫌いやったからそんな事したんとちゃんケ!!」と。その時何とあの鋼の様な祖母が絶句しつつ涙ながらに語ってくれた自己の生活史(私には想像も出来ぬ悲惨な生活、私は今多分祖母は部落出ではないかと思っている)と娘をなくした当時の悲しみ、父やハラボジとの人間としての付き合い、すなわち朝鮮人と日本人の祖母のつながりの深さは、ぐれ始めていた私の曲った根性を矯正してくれるに充分なものだった。

私と祖母のその会話を想起すれば今も涙が出てくる。

死んだ母の朝鮮人になり切ろうという意識や祖母の複雑な感情、朝鮮人(社会)と日本人(社会)の葛藤のくり返しの中で私は不思議な育ち方をする様になっていった。そして日本人の中で教育を受け、成長するにつれ私は世の中を斜にしか見なくなる。

そんな私にも例外なく『チョーセン』というあの独特な発音をもつ冷笑が浴びせられる様になっていった。それは私の最も恐れていたもので、鋭く私の心を突き刺した。私に残された対応は唯一、暴力しがなく、すっきりせぬままにいつの間にか喧嘩ばかりが上達し

た。私の中に生じ始めた日常的な曇りは、次第に私をして積極性を奪い取り、口下手で友人にも心を許さぬ一匹狼の様な子供に変化させていった。

両親とも朝鮮人なら『チョーセン』といわれても納得の仕様もあったかも知れない。俺は日本人だと努めて信じようとしていた私は可能な限りバカにされても日本人と遊ぼうとした。けど日本人とのなぐり合いの度に心のどこかで朝鮮人の友人を求めている。

しかしある日朝鮮人の友人と喧嘩になった時、思わず彼の口から出た言葉は『なんやアイの子、ハンバもん』であった。その時私は正直いって全身が凍りつくとともに、最後の心のよりどころさえ断ち切られたという無念さで、始めて喧嘩で泣いた。くやしかった。

この事があって私はとりたてて何も事をおこさぬ本当に“ハンバもん”になって行く。

法的に私の家庭は欠損家庭であった。私生児として父はおらず、母も死んだ、唯、一人という事になっていた。学校の教師はそんな私を時に憐んだが、家庭訪問の時、両親がいるのを驚いたり、母の名と父の通名を交互に使う私に教師も疲れただろうと思う。

病院へ行けば名札と保険証の名が違うとして、医者からねちこく問いつめられ泣き出しそうになった事もある。

この様に日本人になろうとしても果さず、朝鮮人からものけ者にされて来た私は『自分は何者だ?』という不鮮明な意識が常時つきまとうまま例にもれず“就職差別”を受け、方向も定まらぬまま『仕方ない』『もう何してもあかん』という怠惰感に全身を浸す日々を送っていた。そんな時だった。“ダメ”な私の体を叱咤し、“目の鱗”をはがしてくれるものに出合った。日立糾弾闘争である。同年代の一青年が大日立を相手にその差別と闘っているではないか!!私は直感として自分の曇りが解けるのではという気がしてならず、私なりにがむしやらに係わっていった。多くの友人と知り合え、親しく接する中で『同胞』という言葉が身近になり、『在日同胞』という言葉を使えるのか否か永く迷って来た私も

とうとう使う様になっていった。

その意味で日立闘争は、民族の谷間で蠕動していた私も、どうせ民族運動なんて素性の知れた差別等に屈さぬ強固な人のやるものと考えていた私をして、『在日同胞の解放』とは実は私の様な屈折した者を起さずして決して有り得ないと考えさす様になった。

日立闘争に出合うまでの私を簡単にめくって来た。今後私は日立闘争の私なりの総括を原点として生きて行きたい。

以上をふまえ現在のとりくみを通じて私の今、思う事を述べたい。

現在私は、小中島という同胞が多く居住する地域で医療活動を通じてケツの青さを省みず不十分ながら同胞の日常生活に係わろうとしている。最近民族教育の必要性を訴え地域からの要求として学校・市教委・育友会との接触を始めた。この中で明らかになったのは教師が家庭訪問をほぼ実施せず従って同胞子弟が学外でどんな生活を強いられているのかを全く把握せず教室のみで判断している事であった。民族差別をしてはならないと言ってもはばかりぬ市教委に子供がどういう現実さらされているかを、民族差別を真になくす為に教育はどうあるべきなのかを訴えろともにも新設される中学校の多くの同胞生徒の民族性をどう保障するかという点で今後学内で民族教育と学外での児童館設置を要求していく所まで来ている。

そして今後あくまで地域の現実に即して活動していくつもりである。その為の私の姿勢は前述した取るに足らぬが現実の私の民族的屈折、しんどかった、さびしかった経験をひっさげて今その様な立場で呻吟する同胞、とりわけ時には非行へ、そして逃避へと向かう青少年の現実へ飛びこみたく考えている。

この様に想う時、私の中には日立闘争への同胞の係わりの脆弱性が海やまれてならない。日立闘争は日本社会の苛酷な民族差別の実態を暴くと同時にかえす刃で在日同胞社会が何う個々の差別との闘いを組織し得ず、その事によって切り捨てられていく同胞をその『民族運動』の裏の部分で余りにもつくりすぎて

来た事を明らかにしました。

朴君がある意味で代表的な同胞青年の姿であった事をとっても明らかであろう。日立闘争はその意味で私達に重大な警鐘を打ち鳴らした。この反省と総括を武器に今後私達は過去の自分の位置に止どまり、厳しい現実に伴む同胞青年に連帯の手をさし出さねばならない。その為にも地域の同胞の日々の生活実態を自からのものとし、一人の苦悩を全体の同胞のものとしねばと考える。遠まわりだが分散させられて来た同胞が日常生活の最低の線でまず結集し、教育・環境・諸権利・文化等を生活基盤から奪還する闘いに固執する事が私なりの解放の途だと考えるし「混血」「帰化者」を切り捨てる前に、その人の立場を知ろうとする姿勢こそ今日多くの《日本人志向》青年への係わりの重要な視座となり得ると確信する。また日立闘争で私の様な者でも“やれば出来る”事をつかめたが、その地平こそ裁判とか糾弾とか相手を日本人(社会)のみに設定した闘いではなく、同胞による同胞の闘いの中でこそ生かさねばならない。

私達の闘いは“朝鮮人問題にたけた”日本人をつくる為にあるのではない。日本人相手

に否定的・暴力的にしか発露出来なかった私の民族性を今後私は同胞の現実生活の中で検証していくつもりである。そして今私は在日同胞の解放・民族の統一という遠大な事業をスローガンの空呼に止どめず、また抽象化されたものを超社会的に求めるのではなく、私達を包み込む現実的な社会関係の中で、文字通り下から上を貫くものとして、個が総体に転化するものとして、在日という現実の生活にあくまで固執しつつ自力更生で勝ちとらねばならないと思っている。

その為なら何でもしようではないか!!今私達に必要なのは難解な理論構築よりも、汗と涙の共有出来る真の同胞ではないだろうか!!

貴重な紙面を幼なで埋めてしまった。つまらぬ自分の事をめくる事で少しでいいから同胞にこんな現実のある事を理解してもらえれば幸いだし、未だ自分の存在を疑問・否定・逃避せんとする青年の足の裏でもくすぐればそれで良いと思っている。“私達は何時・何処で何をしても決してひとりじゃないんだ”——と好きな事を述べて本稿をとじたい。

(兵庫民闘連幹事)

原稿募集

民闘連ニュースの原稿を募集しています。

・連載論壇

テーマ

日本人：日本人にとっての在日朝鮮人問題

韓国人：在日朝鮮人の解放に向けて

- ・論壇への反論、同調
- ・運動体の紹介、宣伝、アピール
- ・随筆、評論
- ・在日韓国人問題に対する問い合わせ
- ・その他

送り先：民族差別と闘う連絡協議会

〒160

東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

TEL 03-203-7575

民闘連ニュースの定価改定 年間定期購読料の改定 料金払い込みへの 切なる御願

昨年6月に民闘連ニュースを発行して以来今号で9号になります。これも読者諸兄の暖かい御指導と激励によるものと感謝しております。

世間の狂乱物価は民闘連ニュースの発行に関しても例外であり得ず、シンボルマークの支え手も重さに耐えかねず下り気味です。

ニュースは1部150円に、年間定期購読料は2,500円にさせていただきます。

ニュース代金を滞納している方およびグループは至急払い込んで下さい。

上記の諸点、宜しくお願いします。

在日韓国人の

地域実践活動報告

川 崎

学 童 保 育 の

実 現 を め ざ し て

崔 勝 久

(チエ スン グ)

ことしも20名の園児が保育園を巣立っていった。

卒園式の写真を取りながら、フィルターをのぞいて私は不覚にも落涙を禁じえなかった。

「民族運動としての地域活動」という位置付けのもとでの私たちの運動の基盤は、まさにこの保育園にある。

卒：もうすぐうれしい一年生

在：もうすぐ一年、축하(祝賀)합니다

卒：みんなでいったたのしい遠足

在：ブール遊びもしましたね

卒：キャンプファイヤーに운동회(運動会)
クリスマスには劇や노래

在：요놀이やるたとり

卒：けんかしてもなかなかおり、おともだちのことを考えて、ほんとうに強いこになりたいな

一年生になっても韓国人と日本人、体の弱いこ強いこも、自分の力をだきって、ゆうきのあるこになりたいな

在：おにいさん、おねえさん、안녕、안녕、

卒：선생(先生)님、여러분 안녕히

계세요

(注、卒は卒園生、在は在園生の略語、노래は歌、요놀이はすごろくに似たゲーム、여러분はみなさん、안녕も안녕히계세요もさようならという意味の韓国語)

私たちの保育活動が、地域での困っている人を対象にしようとした福祉対策的なものから、きっちりと民族保育をするとの使命を自覚化するまでに5年の歳月を費やした。そして民族学級をつくってから2年が経っている。

私たちは同胞子弟だけを集めるのではなく日本の子供たちの教育のあり方をも同時に模索している。民族差別を克服していくには、両方が変えられ、両方が人間らしく生きようにならなければならないと確信するからである。

私たちは人間がほんとうに人間らしく生きる途を探し求め、それを実践する中で民族保育と障害児保育という2本の柱を立てるようになってきたのである。

卒園生20名のうち、同胞のこどもは11名であり、その中で6名が地域の公立小学校にも名があがるようになった。2割を越す同胞子弟に対してまったくと言っていい程の取り組みもない小学校に入って、その子たちはどうなっていくのだろうか?3年保育の中で本名で通い、民族の歌を習い、民族のはなしを聞いて育ったこどもたちは、日本名で小学校に入っていくともう、すべてのことを忘れて隠して生きようになってしまうのだろうか?なんとか卒園していくこどもを見守っていく体制をつくる必要があるではないか、そういう何年来の保育園側の気持と日立闘争以降、川崎の地で同胞子弟の教育の重要性を痛感するに至った青年の気持がひとつつになって去年の4月に桜本学園がつくられた。(民間連ニュース第2号参照)

3月の末から4月にかけて、私たちは桜本学園の一年間の総括と4月からの活動に備えて合宿を予定している。週2回の塾形式ではじまった学園での経験を通して、私たちは更

に多くの課題にぶつかるようになった。まだ何ひとつ確実なものをつかむには至っていないが、学園に関わるようになった多くの青年ひとりひとりが何かをつかみかけているように、いや正確には、何かをつかもうと姿勢を正して関わろうとしはじめているように、私には見える。

民開事ニュースの次の号には報告されることと思うが、中学を卒業していったこともたちと私たちが4月以降どのような関わりをもつことができるのか、今、中学を担当してきた青年たちは必死に考えている。やってきたことよりも、やりきれなかったこと、やり残してきたことのあまりに多さに私たちは焦りを感じている。そのことは合宿で反省されるだろう。

確かに当初私たちが考え、位置付けした学園のイメージから、実際に動きだした学園は自立した。一度動きだすと、考えてもいなかったような問題に出合いそれとの格闘の中でさらに運動は進むし、新しく関わってくれる青年もふえてきた。そのような過程の中で一体私たちは何をやろうとしているのかということの共通の認識がもてなくなってきたように、私には感じられる。

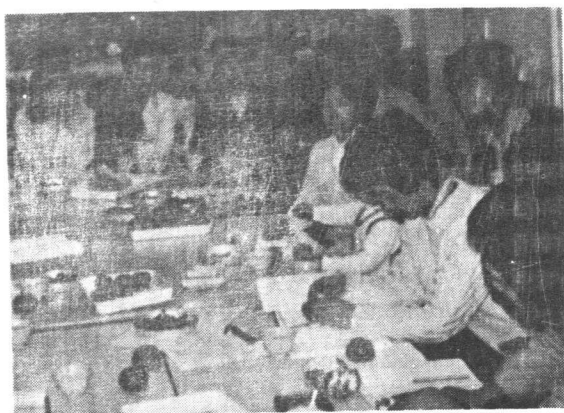
いろいろな角度から学園の位置付けは検討されるべきであるが、今私は重要なこととしてふたつ考えている。ひとつは学園と7年間

の保育活動との関連性であり、もうひとつは私たちと日本人との学園の場での共同の働きの必要不可欠性である。このことを痛感したしたのは、学童保育をはじめることについての論議が沸騰したこの2月以降のことであろうか。

学童保育を実現するにあたっての様々な不安が討議されたが、①やり抜く体制の問題、②実現させる運動論、が主要には話題になった。

①の体制の問題は、まずこちらの人数・場所、及び活動を支えるおかねのことであり、②の運動論の問題は、学童保育を実現させるにあたってどれ程内部の一致と地域住民の参加と彼らが中心になっての運動が組めるのかということであったように思う。

そして多くの青年の批判にさらされたように、内部の盛りあがりのないところで作られた、学童保育を市の委託事業としてやろうとする市当局とのつながりは、結局、断ち切れざるをえなかった。後でわかったことだがボス交的にもたれたつながりの中では、こちら側は市のはなしを当然4月から委託事業としてかねをこちら側に出すものと了解し、市側は10月以降の下半期の予算として4月からかねを出さないことを決めていながら、またその10月からの委託事業にしてもこちら側をその対象として見てみようというくらい



7 6. 3. 1 0 学童保育を考える会に集った地域の母親と保母そして市の役人

の腹づもりでしかなかったのであった。

当然のこととして、かねがなることを前提にして準備されたことはすべてゼロから検討し直さなければならなかったし、そのような運動の仕方そのものが厳しく批判されなければならなかった。

以上のような状況にあって、保育園の職員と学園の教師の中で、学童保育の意味と自分たちの活動の位置付け、そして自分自身の地域活動に関わる姿勢というものが問題にされざるをえなくなってきた。

保育園側では、いち早く学童保育専従の保母を出すことを決めていたが、あらためて保母ひとりひとりがどれ程卒園していくこともたちを見守っていこうとしていたのかという最も大切な問題が論議され、学童保育事業は保育事業の延長として、なくてはならないものであるということに一致していった。

そうして3月10日には、学童保育を考える会が行政当局を呼び、50名を越える参加者の中でもたれた。参加した地域のおかあさんからは口々に、一日も早く学童保育をつくってほしいということが訴えられた。子供の安全性・基礎学力・障害をもつ子のこと、民族的な自覚ということが、保育園関係者以外のおかあさんからも話された。

会の全体の流れとして、このような切々な地域の声は市の責任において実現化されるべきであるのに行政は何もしていないから、行政が私たちの活動に対して最低金銭的な保障をするまでは自分たちで学童保育を担っていくということになった。そして、おかあさん方、保育園・学園関係者による実行委員会がつくられ、市当局に対して4月からの活動費を出させるよう責任者との交渉をしていくことが決められた。

学童保育がはじまれば、それは桜本学園の小学校低学年部と位置付けられ、保育活動の内実が具体的に学園において継承・発展される場として確保されるであろうし、小学校に対する影響力も以前とは比較にならないくらい大きくなることであろう。学童保育によっ

て保育園の基盤から小学校低学年部への有機的なつながりが可能になるのである。学童保育の実績が何年かの後には高学年部の内容に筋金を入れ、それからまた何年かの積み重ねの上で中学校部が強化されていくだろう。そしてそれが高校やそれ以降への進路保障問題にあって民族差別を克服していく、最も堅固な基盤となるのである。

桜本保育園を基盤とした活動が学園の活動もきっちりとひとつになっていくことによって、狭く私たちの運動の基盤が強化されるということではなく、地域にある小学校・中学校全体に対して、そこでの教育がほんとうに人間が人間らしく生きていく教育であるのか同胞子弟が民族的な自覚をもち民族差別を克服していく力をつけているのか、基礎学力がひとりひとりの生徒に保障されているのか……ということを問うていくことになるのである。

言うまでもないことであるが、学童保育の重要性を強調することは、それ以外の学年の重要性の過小評価と考えられるべきでない。むしろ、具体的に接することとひとりひとりその場でしっかり取り組むことが、学童保育で積み重ねられていく基礎とひとつに結びあって大きな成果をもたらすのである。

民族差別を克服していくことは私たち韓国人にとっての使命であるばかりか、それは日本人にとっても同じであると、私は確信する。在日朝鮮人が人間らしく生きられないところでどうして日本人が人間らしく生きていけるのか？遅々たる歩みのようであって、何ものをも変えていないようであって、民族差別を克服していく途は地道な教育とその基盤と密着した運動なのである。

私たちは川崎にあってお互いが自らの解放のために、日本人の友と手をつなぎあって、民族差別を克服していく基盤づくりに励みたい。

(桜本保育園主事)

一大阪一

釜ヶ崎

越冬キャンプの中から

金 恵 栄
(キム へ ヨン)

“怖い”とにかくこれが釜ヶ崎に足を踏み入れた最初の印象である。地下鉄動物園前をおりた私は越冬キャンプに対するファイトで意気揚場としていたのだが、聞いていた以上の釜ヶ崎の光景に、異様な雰囲気になただびっくりさせられた。一升ビンを片手に何やらひとりどぶつぶつぶやいたり叫んだりしているおっちゃん、路上であお向けになってねているおっちゃん、お正月もさしせまり大阪の町ではその準備で忙しいはずの時であるが正月の正という感じもここにはない。

“いこいの家”に行く道がわからずに通りのお菓子屋さんのおばさんに道をたずねると“女の子が2人こんな所歩いているとへんなおっちゃんらようさん声かけるけど無視して行きなはれや”そんなお婆さんの声に威勢よく返事して店を出たとたん“姉ちゃん、”と男の人が近寄って来た時には一瞬足がすくんでしまった。そうやって越冬キャンプが考えていた程楽なものではないのだなあということを感じながら無我夢中で“いこいの家”にたどりついたのである。

今年は行政の圧力で公園にテントをはることが出来なかったので釜ヶ崎協友会の、あるカトリック教会で労務者への炊き出しが行なわれた。1日200個位の粗末な弁当がつくられくばられた。釜ヶ崎はものものしい警備体制で花園公園の四隅には機動隊が群をなしてその光景を監視していたとのことである。私は外登を持っていくのを忘れたので大事をとって公園には行かなかった。初めてここで私自身の法的不安定さを感じさせられた。このようにしてこれから始まる越冬キャンプに

不安を感じながら第1日目が無事に終わった。

2日目は越冬の為に日本全国から送られてきた古着をバザーで売る為に仕分けの仕事にかかった。“男物で暖かい物を”と山のようになり上げられた古着をより出した。しかしそこで私は日本人社会が持つ釜ヶ崎労働者に対する蔑視感を見たような気がする。変色して着れない下着、ひざがすりきれたセーター等がわんさと出て来るのである。釜ヶ崎は私達が着れなくなった、雑布にも出来ないような服のよい処理場なのであろうか。

3日目に三角公園の近くの路上でなんとか着れそうなものの大バザーが開かれた。背広上下800円、純毛のオーバー800円位の値段で他の店より安いと飛ぶように売れた。私はこのバザーで始めてじかに労働者に接する事が出来た。ズボンを買うのにサイズがわからないので私がメジャーではかろうとすると、恥ずかしがって“もういい、もういい”というおっちゃん、着てみたコートが似合うかどうか鏡に写ことをすすめるとテレで見ようとしないうおっちゃん、収益金が弁当に変わることを聞いて買った品物を寄付してくれるおっちゃん、そういう暖い人間性にふれることが出来て怖いと思っていた労働者に対する印象がだんだんうすれていった。

しかし私はこのバザーを通して今度は自分の中にある蔑視感に気づいたのである。それは10年前にはやったようなそんな純毛のオーバーを通してである。“とにかく暖かい物を”とデザインや色などは問題にもしていなかった。“800円で純毛のオーバーですよ”とすすめると“こんなドンゴロスみたいなやつよう着んわ”という客が誰からも帰って来るのである。そのオーバーを500円で3枚買っていった人も“これはな街で着るために買うのんとちやうぞ毛布がわりにするんじやで”と何度もくりかえし私達にいうのである。そうこうしていると警官が2人程私達のバザーを規制し始めた。(バザーの最中にも何十人という私服が偵察に来ていたのだが)そのような規制に対して客であったひとりの労働者が私達をかばおうと“この人らはな、金も

うけでやってるのところがうんや、わしらにめしくわすためにやっとなんやぞ、“そんな激しい労働者の抗議に警官の方が小さくなっているのである。社会の中で底辺に追いやられている人達に暖い人間性を見出し、普段正義の為、民主国家のためにと働らく行政に非人間性を見出したという事は何とも皮肉な話でもあり、あたりまえの話でもあった。

外登を手にした私はさっそく公園の弁当配りについていった。夜9時に配るのであるが行くとすでに200人以上の労働者が一列にきちんと並んでいる。ここでは割り込みも、酒を飲んでいる事もゆるされない。労働者自身で自然につくられたルールである。“我々に仕事をよこせ。”“病人を病院に入れろ”などのシュプレヒコールが越冬実行委員会と労働者で繰り返された。私はここでたくさんの事を学んだ。“越冬”とはただ単に冬を越すということではなく、仕事のない労働者の「仕事をよこせ」という闘いであるというこ

と。お弁当を配る意味はそういう闘いを支援するということなのである。彼らははっきりと自分達の敵を知り、それに対して自分自身で抗議するのである。

このことは我々在日同胞の権利獲得闘争も大きく学ぶべき点があるような気がする。我々の闘いを単に“物とり闘争”としない為には、在日同胞1人1人が真の敵に気づき、自分自身の声で抗議していく闘いの中で権利への意識化がなされていかなければならない。

私の所属する大阪の猪飼野地域活動研究会もまだはじめて1年にしかない。まだまだ住民の要求は見えていない。しかし越冬実行委員会の6年間の闘いをになって来た人の「私にもまだ労働者の本当の要求と問題はわかりませんよ。」という言葉をささげ、そして釜ヶ崎でのわずかな体験を生かして、私も地道な地域活動に励んでいきたいと思う。

(猪飼野地域活動研究会員)

速 報 !!

一 労働省糾弾交渉経過報告 一

労働省・安定局労務指導課長暴言をはく

「在日韓国人の問題を知らしめることは、“逆差別”を認識させることになる」

「“寝た子をおこすな”という言葉は、解放同盟に対しては“禁句”である」

3月17日、と切れていた労働省との交渉が、村山富市衆議院議員(社会党・社会労働委員会理事)の斡旋でもたれた。出席した労働省の課長は、交渉団の「在日朝鮮人の雇用の実態を調査したことがあるのか」「どのような行政指導をしているのか」という質問に対し、表題のような暴言を吐いた。交渉団が憤激して糾弾するや、傲然として「時間がないから退席する」と言い残して部屋を出て行ってしまった。労働省の職安行政への無策と差別的体質をまのあたりに見る思いであった。

(詳細は次号に掲載します。)

特 集

在日韓国人の生存権をかけた闘いともいえる申京煥闘争は、重大な局面を迎えている。「同化と追放」の政策を根幹としている入管当局の対応は、体制をさらに強化すべく法案の国会上程を画策しようとしている。一方、在日韓国人に対する日本社会の偏見と差別は依然として根深かく存在し続けているのである。こうした状況のなかであって、申京煥君を支える運動は裁判闘争支援を軸に広がりをもあつつある。しかし、今回の関西出張公判が裁判所側によって中止されたという事態は今後の運動と裁判闘争に、大きな転機を要請しているのではないだろうか。

編集部では、この闘争に対する不退転の意志を表明する人に、再度この問題に対してペンをとってもらい、焦点を合わせてみたい。

「アジア人権センター」の有吉氏には、数回にわたって下記のような内容でこの問題を論じてもらうこととした。

- (1) はじめに
- (2) 申京煥氏事件の発生と経過
- (3) 申京煥氏裁判の経緯
(以上今号で掲載)
- (4) 申京煥氏裁判の性格
いわゆる「原訴訟」と「新訴訟」
- (5) 今後のたたかいとその展望

(編集部)

申京煥氏裁判 (1)

一 在日韓国・朝鮮人の 在留権獲得の闘い 一

有吉 克彦

(1) はじめに

今日、日本には65万人の韓国人・朝鮮人が居住し、生活をしている。これらの人々の

多くは、戦前、日本帝国主義が朝鮮を植民地支配し、強制連行等によって渡日してきた人々であり、戦後もそのままひきつづいて在留せざるを得なかった人々、およびそれらの人々の子供達である。

すなわち、65万在日韓国人・朝鮮人の存在とは、すぐれてかつての36年間にわたる日帝の植民地支配に帰因しているものであり、また在日する1人ひとりの韓国人・朝鮮人も各々何らかの形で植民地支配と関連を有していることはいなめない事実なのである。

これらの人々は、すでに日本における生活の基盤が確立しており、それぞれの家族を形成している。きわめて自然な権利として在留し、営々として生活をしているのである。

ところが、日本政府は、これら在日する韓国人・朝鮮人に対してかつての植民地支配の責任を償うどころか、逆に「外国人」であるからとして一切の市民的権利を認めないという政策を貫ねき通している。さらに、在日韓国人・朝鮮人に出入国管理令(以下入管令という)を適用し(協定永住者は出入国特別管理法)、退去強制事由(註1)に該当すれば国外追放(退去)をするというきびしい措置も公然と行なっている。在日韓国人・朝鮮人にとって国外退去処分一強制送還ほど脅威的なものはない。あまりにも苛酷である。営々として築きあげた財産は一瞬のうちに吹きとんでしまい、あるときには、それは「死」をも意味する重大なのである。

今日、こうした国外退去処分は決して少なくはなく、多くの在日韓国人・朝鮮人が退去処分を受け強制送還になっている。また、なかには、法務大臣の「恩恵的措置」による特別在留許可を与えられ在留が許されるというケースもままあるが、それらの者も、本来から有している在留資格＝在留権がはく奪されるという結果に陥っている。

本稿では、現在、退去強制処分を受けて、その取消しと協定永住権の存続を求めて争っている申京煥氏の事件を通して、在日韓国人・朝鮮人の在留権について述べることにし、前記のような不当な入管行政の実態について

は、これまでも幾つかの資料も作成されており、特別に触れる必要のないところは除きたい。

(註1) 退去強制事由は、入管令24条において15項目を規定しており、そのなかには、貧困者・放浪者・身体障害者で国(地方公共団体を含む)の負担になっている者や精神病患者、また、刑事事件で一年以上の実刑をうけた者などが入っている。

(2) 申京煥氏事件の発生と経過

申京煥氏は協定永住許可取得者である。氏は、ある刑事事件によって8年の懲役刑を受け服役していたのであるが、服役態度が良く5年半で仮出所ができる予定であった。

ところが、仮出所を間近に控えた1973年7月2日、広島入管・入国審査官によって出入国管理特別法(註2)(以下入管特別法という)第6条1項6号(註3)に該当すると認定され、同年7月18日には、特別審理官によって認定が正当であると判定された。申氏は、直ちに法務大臣に対して異議の申出を行なったが、法務大臣は、同年9月9日に「理由なし」と裁決し、14日には、退去強制令書が発付された。したがって、仮出所の日、出所する申氏を待ちうけていたのは彼の両親でもなく、入国警備官であった。申氏はそのまま長崎県にある大村入国者収容所に連行、収容された。

その後、申氏の家族および知人が上京し、法務省・入管当局に再審嘆願書を提出するが入管当局は、これを却下し、申氏を送還予定者として送還者名簿に記載した。

このことを申氏および家族から伝え聞いた宝塚・福井教会の川端端牧師、在日大韓基督教小倉教会の崔昌華牧師等によって直ちに東京・中平健吉弁護士を代理人にして、1973年11月14日に退去強制処分取消の本訴を執行停止の申立を東京地裁に提起した。東京地裁民事第三部は、事件の重大性、緊急性を重視し、審理を急ぎ、送還船の出発する1週間前の同月22日に送還停止の仮処分を決定した。からくも強制送還の事態までは至ら

なかった。

申氏自身は、その後も大村収容所に収容されたままであったが、翌1974年2月19日に仮放免が認められ、家族のいる宝塚に戻ることができた。そして、毎月1回(現在は3ヶ月に1回)の仮放免更新の許可をうけながら今日に至っている。

(註2)

出入国管理特別法は、日韓法的地位協定に基づいて制定された法律であり、その適用範囲は協定永住許可取得者のみである。この法律において規定されている以外は、現行入管令の適用をうけることとなっている。

(註3)

出入国管理特別法6条1項6号は、「無期又は7年をこえる懲役または禁錮に処せられた者」は退去強制事由に該当するとされている。

(3) 申京煥氏裁判の経緯

本稿の主題とする申氏裁判について、そろそろ触れていきたい。

まず、これまでの裁判(行政訴訟)の経緯から述べよう。

申氏の裁判は、先にも触れたように、1973年11月14日に東京地裁(民事第三部)に提訴した。1974年1月25日の第1回公判以来、すでに12回を数え、前回の公判(1975年9月22日)から証人調べの段階に入っている。

ことに、今年の12回公判は、申氏が生まれ育った地域の環境とその歴史的、社会的背景などについて在日大韓基督教小倉教会牧師の崔昌華氏の証言が展開された。崔氏は、申氏が幼年時代に宝塚韓国小学校で教えた体験から、申氏のきわめて優秀な生活態度について、また申氏の親しい性格について述べた。さらに、崔氏が在日韓国人の1人として、また国交法の一学究者として在日韓国人・朝鮮人の渡航の歴史などからみて申氏の日本での在留は、きわめて自然な基本的権利であり、戦後、日本政府の入管行政は、この「自然な

基本的権利」を一方的に踏みにじってきた歴史であり、許されないものであると指摘した。

この崔氏の迫力と説得力に満ちた証言は、法廷を圧倒し、100名をこす傍聴人のなかには涙する人もいたほどだった。

申氏裁判における第1回目の証人調べは、大きな成果を残した。

次回公判について、本来なら本年2月27日、28日の両日にわたって大阪地裁における出張公判が開かれる予定であったが、公判を10日後に控えた2月17日、裁判所は突如として出張公判の中止を決定、弁護団に通告してきた。そのため、大阪地裁における出張公判は、残念ながら断念せざるを得ない状況におい込まれた。この出張公判では、申氏のオモニ、妹、あるいは地域の人々の証言が予定されていただけに裁判所のあまりにも不誠実な態度に憤りをおさえることができない人々もいたほどであった。今回の裁判所の措置は、裁判所の在日韓国人・朝鮮人の生活の実態、退去強制事件に関するはなはだしい限りの無認識の現われであり、不誠実きわまりない態度の表明であることに注目し、今後における公判闘争を重視するとともに、公正な公判維持を勝ちとるためにも一層の傍聴の体制を強化する必要がある。

退去強制処分の取消しを求める行政訴訟はこれまでにも数多く提起されている。申氏の訴訟も、当然ながらそれらと同様に考えられ提起された。したがって、退去強制令書発付処分と法務大臣裁決(令50条・特別在留不許可処分)の取消しを請求趣旨とする訴訟として出されたのである。その後、弁護団会議において検討を重ねるなかで1974年7月2日、それらの請求趣旨に加えて、法務大臣裁決のうち異議申出に対して「理由なし」とした裁決(令49条3項)の原処分である入国審査官の認定処分取消しを求める訴訟を併せて提起した。

このいわゆる「新訴訟」—認定処分取消訴訟は、これまでの入管関係訴訟にいま一つの新しいパターンをつけ加えると同時に、在日韓国人・朝鮮人にとって、その歴史性、社会

性から導びきだされるきわめて自然な権利としての生存権、在留権を主張し、裁判所をして認めさせるための方策を見出したものとして関係者の間で高く評価されている。(アジア人権センター発行「アジアの人権」2号の「退去強制処分取消裁判について」を参照。

(つづく)

(アジア人権センター事務局長)

関西出張公判取消しに 抗議する緊急声明

私達は、申君の強制送還を許さず、協定永住権を奪わせないために闘いを続けています。

申君は1973年11月に裁判を提起し、この間、12回にわたり公判が行なわれてきました。そして、来る2月27・28日、関西での出張公判が決定されていました。この関西出張公判は、在日韓国人、申君の生活の現実を裁判所に知らせ、権利としての在留権を立証する重大な公判であります。

しかし、裁判所は、この出張公判を10日後にひかえた去る17日、「昨年9月の決定段階と状況が異なった」として、一方的に取消しを通告してきました。この取消しは、裁判所の申君裁判への不誠実な態度のあらわれであり、申君を支える会の全国的な運動への重大な攻撃であると同時に、入管行政の強化のあらわれであります。

申君の強制送還を許さず、協定永住権を奪わせない闘いの勝利のために、裁判所の弁護側の全証人の採用を要求し、更に公判を支えとりかこむ運動を大きく展開していこう。

1976年2月19日

申京煥君を支える会

関東連絡会

関西連絡会

東海連絡会

仙台申君を支える会

広島申君を支える会

福岡申君を支える会

自分の意志で 堂々と帰りたい

申 京 煥
(シン キョン ファン)

1910年8月22日韓国は合法的に日本に乗っ取られた。ハイジャック・シージャックのような小さいものではなく、国全体をのっ取られたのである。第二次大戦で敗戦を迎えた1945年8月15日までのまる36年間、日本は韓国に対して筆舌につくせぬあらゆる蹂躪を平気でやってのけたのである。土地の未整理に目をつけた朝鮮総督府は土地制度を「近代化」として詐称し、農民の生活基盤である土地をことごとく奪いとった。いわゆる「土地調査事業」である。

私の父の家はまずしく、土地はもっていなかったらしい。父は小作人として働いていたが、「土地調査事業」のあおりをものにかぶり、前にもましてジリ貧をたどる一方であった。「日本にすれば仕事はいくらでもある」との甘言にのせられ、父は19才の新妻を残し、国を後にした。申基伯、当時23才。私はこの時父の袋の中にも入っていなかった。

現在、父は脳を犯され平常ではない。私の顔を見ると「あんた、すまんがたばこを1本くれんか」。私が火をつけて差し出すと、チリチリッとたばこの燃える音を出す程大きく吸いこみ、さもおいしそうに飲みこむ。一段ついた後「あんたどこの息子かようしてくれるな、うちの京煥の友達か、京煥がきたらよう言うとかわ」「アボジ、おれや、おれやないか、京煥や」。じっと私を見つめていた父は大声で笑いながら「ちがうか、京煥は仕事で出張してるわ。京煥はもっとえらいわ」。私は言う言葉さえなくしてしまう。この時に与えられるむなしさは誰にもわからないと思う。

このような父から過去を聞くのはとうてい不可能である。日本各地を転々としたらしい。北海道にも行ったと聞く。フロンティアとして言えばカッコいいが、父を追って26になった母は6年ぶりに日本で父と再会した。

その後も各地を転々としてやっと宝塚に落ち着いた。しかし暮らしは楽ではなかった。子供がたくさん生れた。酒をのむこと、バクチをすること、子供をつくること、その他何もすることはなかった。

——中略——

強制連行は1936年から始まった。時を移さず、韓国語使用禁止、つづいて創氏改名となし、くずし的に民族性を奪いにかかった。日本は敗戦によってアメリカに占領された。しかしアメリカは「英語をつかえ」「名前を西洋式に改めろ」とは決して言わなかったはずである。創氏改名のおり、玄田牛一と改名した男がいるらしい。玄と田、牛と一をつなぐと蓄生ということになる。改名させるものに対する怒りを表明したのか、本名を失うことは蓄生に等しいという意味でつけたのか。そこらへんはつまびらかではない。

ここで最近のエピソードを一つ。市役所に何かの証明書をもらいにいった。申請用紙を渡してしばらく待っていると、「平山さん、平山さん」と呼ばれた。今はもう通名を使っていませんが、これまで私の通名は「平山勝夫」だったのです。私は聞こえていましたが知らん顔していたのです。

なおもしつこく平山さん、平山さんと呼ぶ。失望しながら行くと「さっきから何回も呼んでいるのにもっと早く来てください」とのたまいやがる。で、私もカッときて、「あんなワンラ」とはいわなかったけれども「平山で誰のことや、おれは韓国人や、おれの名前は申や、なんで韓国人を日本名で呼ばなければならぬのか。もう一べん始めからやり直してくれ」といって、また元の席にもどった。

今度は申さんと呼ぶので、1回で「はい」と言って行きました。私が思うに、彼女らは通名で呼んであげた方が喜ばれると誤解している。しかし、このような誤解を与えたのも

我々である。韓国人は恥しいという気持をいつも内部にいだいている。勉強不足からくるものと知っていても、それを克服できん。だから、後生大事に屈辱的な通名を胸をはって使っている。

— 中略 —

話をもとにもどします。日本の敗戦より、36年間の暗く長いトンネルを抜けると、そこは38度線だった。在日韓国人にとってはまさに闇から闇であった。どこにも光はなかった。解放されたにもかかわらず、サンフランシスコ講和条約までの7年間、GHQは在日韓国人の帰国、日本残留は本人の自由意志に委せる方針をとった。

現存する在日韓国人は残留したのであるがこれは何も好きこのんでとどまったのではない。日本が韓国に対して行なった残虐の数々により、生活の見通しが立たなかったのである。それを日本政府は言うにことかいて、過去には一べつもくれなかった人々が日本にいらるのは日本政府の責任ではなく、残留した当事者の責任であると公言してはばからない。

これを立証するには、我々在日韓国人旅券

を所持して入国した外国人と同じ法律を適用しているのをみれば明白である。

日本政府は何かといえば「国際慣習法上云々」と、この言葉を伝家の宝刀のようにふりかざすが、しかしこれも今はさびついていることを知らなければならない。日本の資本主義の発展は韓国人労働者と韓国米を抜きにして考えることはできない。

確かに申京煥は罪を犯した。その罰が8年である。私は8年の刑について何ら不服を唱えない。どのように非難されようとも甘受する。しかし、退去強制に関しては絶対服従しない。私は、日本政府の韓国侵略がもたらした落し子である。日本の韓国侵略がなければ私は日本にいらはすがない。

現在私が日本にいらるのは私の責任ではない。日本政府である。これを隠ぺいするために、強制退去させようとしている。私が韓国に帰るときは自分の意志で堂々と帰りたい。

どうかみなさんの支援をお願いします。

(申京煥君発言集 I 「自分の意志で堂々と帰りたい」より)

● 教育実践報告

講 演

在日朝鮮人教育の一つの指針(3)

中 谷 豊

(県立尼崎工業高校教諭)

■ほんまに朝鮮人のことわかってるのか、

いつも僕が思い出すのは、ある生徒が就職まぎわのH・Rの時にクラスの生徒40人を前にして、こんなことを言いました。「お前ら就職を決めるというのは一生の話でたいへんだと思うけれども、決まりゃそれでええんやな、日本人は決まりやすいな俺は一番最後になるかも知れん。」という話をするわ

です。「お前らほんまに朝鮮人のことわかってるのかワシほんまにわからん。ひよっとしたら、お前ら関東大震災みたいになつたら竹槍もって来るんとちがうんか」という話をします。すると「お前本当にそんなこと考えてんのか」とクラスの生徒から出ました。出た時彼は、「実はな、なんでこんなこというかいうたら、うちの姉ちゃんは中学を卒業

して働き出した。スーパーのダイエーという
ところへ行った。松山という日本名でいった。
ずっと隠してた。」——仕事も一生懸命一人
前にやっているわけだけれども、ある日突然
男の社員がやって来て、ちょっとお前來說
われて暗いところへ連れていかれて「お前はん
まは朝鮮人やろ、隠してんやろ、言ってみろ」
といじめられたわけですね。いじめられただ
けじゃなくて、何があったか言わないけれど
もその後で肉を貯蔵する冷蔵庫へほうり込ま
れたらしいんです。スーパーですから大きな
冷蔵庫があるわけですね。そこへ中から開け
られないところへほうり込まれて、何とか他の
人に助け出されたらしいんですけども「そん
なえげつないことうちの姉ちゃんはあるん
やで」言うて、差別いうのはやっぱり皆な考
えていかなあかんと言うてくれたわけです。
——その彼が電気科卒業して今電気関係の仕
事しているわけですけども、卒業間際に書
いてくれた作文の中で一番印象に残っている
部分を紹介したいと思います。

この子もオモニが早く死ぬわけです。入学
する前、中学3年の時です。アボジはもうす
でに還暦を過ぎてまして、それでも毎日土方
にいました。毎日毎日新聞配達しとった
らしいけども、そのオモニが医者に行く日を
1日1日延ばして、肝硬変で死にます。医者
へ行く金がないということで1日1日延ばし
ていた。で、悪くなって入院したら、もう追
っつかなくて死ぬわけですけども、その時
オモニが息子のこと呼ぶわけですね、呼ぶん
だけれども一回も見舞に行っていないんです。
姉ちゃんなんかも行けと言うわけです。行か
なかったです。学校へお母ちゃんの容体が悪
なると迎えに来てから彼は駆けつけるわけ
ですけど、お母ちゃんの死に目にあえない
わけです。その時彼はどうしたかという、
涙が出なかったと言いました。ほっとしたと
言いました。後で彼は「俺ほんとに人間か」
と言うわけです。何故かという、お母ちゃ
んが入院してる間に輸血しなきゃいかんから
姉ちゃんが自分の学校の先生に頼みました。
先生はOKということで、いろんな人から献

血しようと、献血の依頼のビラにお母ちゃん
の名前を朝鮮名で書いたわけですね。そのビ
ラを配られたら、自分が朝鮮人であることが
全部わかってしまう。そういうところへ彼は
追い込まれたわけです。あのビラがいつ配ら
れるんだということが彼はこわかった。だか
ら、お母ちゃんが死んだ時は悲しいというよ
りも、そしてお母ちゃんが死んだことは悲しい
けども、心のどこかでほっとしたというこ
とを俺はほんま人間なんやろかというふうに
後で思い直すわけです。本名を名のって来た
時にその事をまざまざと思い出します。ある
いは、葬式の時に朝鮮式の葬式をしたわけ
ですけども、クラスの代表が何人か来る。そ
して俺の顔を見て、あいつ朝鮮人かという顔
をしないかどうかということで、彼は隅に隠
れるようにしてた。アボジはそばで泣いてい
た。自分のつれあいが死んで泣いていたのに
俺は涙が出なかった。その事を思うと俺はほ
んまに人間なのやろかと思う。そして、彼は
もう一つ言います。アボジに対してもやっぱ
り恨み続けて来た。(こういう話はたくさん
聞かれていると思うんですけど、なんで朝
鮮人に生んでくれたアボジに対してもオモニ
に対しても、そう言い続けるわけです)一時
はあのかそ親父死んでしまえと思った。これ
は本名を名のり出して、朝間研の活動をしだ
すと、何故か知らんけれどもアボジの足見
たら、ふしくれだってるし、顔はしわくちゃ
やけれども、よう育ててくれたと思うよう
になります。彼は。で、自分が新聞配達して
た時のオモニのやさしかった事を一つ一つ思
い出します。「こんなええおふくろやったのに
入院してる時になんで病院行かんかったんか
と今になって悔やまれる」と言います。「自
分でもいろいろ苦労した苦労したと友達に言
ったり、同胞の子に言ったりするけれども、
親父やおふくろの事考えたら、こんな万分の
1にもならへん。そういうふうに言っとる自
分がものすごく腹立ってくる。何を甘えくさ
ってん」ということを言います。「親父は酒
ばっかり飲んでバクチばかりしょったけれ
ど、日本人にバカにされながらも60年生き

て来た。それも26の時からずっと土方や、今は神経痛で体弱っているのにそれでも仕事に行ってる。この頃やっと親父のグチが聞けるようになってきた。」と。彼は18ですけども、ようここまで来たなと思うんで。そして「親父の話すこと俺聞いている。そやけど親父昔のこと一つも話せへん。ほんまのことはやっぱり親父はまだ言うてくれへん。もう少しまってくれ、技術身につけて一本立てて楽しきたから、その時は昔の事話してくれ親父の生きざま、生きて来た事を全部話して欲しいんや、俺はまだ甲斐性ないかも知らんけど。」と、そういう親の生活史というか、歴史とのつながり方をしていこうという腹を定めて就職を決めていくし、仕事の現場に出ていくわけです。

で、今その彼が何を言うかという、「やっぱりしんどい」OB会に来て「寝る前朝問研の顧問だとか担任の顔が浮んでくる。そばにおったらどつきたくなってくる。もう腹立ってしゃない。何でこんなしんどいとこへ入れたんや。」と。その子は同胞と一緒に3人入りました。1人は機械関係、1人は電気、1人は建築の現場という形で兵庫県では大手の会社へ入りました。3人とも本名で入っています。でもしんどいと。恨まれて僕らもしようがないかもしれないけれども、僕らもその彼の頑張りを支えにして闘いを進めていかなしやないなと思っているわけです。

■闘いのなかで見えてくる展望

どんな形で進めるのかというと、例えば朝鮮人の子や部落の子には推薦文といって、その子が生きてきた道すじ、自分で書いたものやあるいは担任が3年間の格闘というか、教育の中でつかんできた生徒のいろいろな側面を文章で書いていくことを私たちはしています。そして企業が朝鮮人に対して門戸を解放してるかしてないかをまず確認します。「おたくに在日朝鮮人が勤めたことがありますか」と言ったら、たいていの会社はありませんと答えます。「それは朝鮮人側の責任か」と言ったら「わからない」と言います。「お前と

この会社がこの前まで戸籍謄本取っててね、親の職業聞いてきたし、成績で振り落してきた。それで部落の子や朝鮮人の子があんたとこの会社受けて、それであんた通したのか、通すはずがなわっただろうが、じゃ誰が受けるんだ。あんたとこはそういう意味では朝鮮人なり部落の子を拒否してきたではないか」ということをもう一度確認させます。そういう中から、門戸を解放した事の具体的な意味を1人の在日朝鮮人の子を雇う中で、あるいは2人・3人と雇う中で本気で考えていけという約束をとりつけて応募させていくという形になるわけです。だから企業は就職が内定した後でも、僕らとの間で学習会をすることが何度もあります。そういう中で僕らの闘いは、その'71年に門戸開放する企業が70社ぐらいしかなかった頃から始った「兵庫県統一用紙」あるいは「近畿統一用紙」「全国高等学校卒業生就職応募統一用紙」というのがあります。それまでは戸籍謄本を出したり、家族調書を出したり、身上書を出したり、まああらゆる分野のこと聞かれたり、あらゆる不利なこと聞かれても黙って物も言えなかったのを改善していった闘いがあるわけです。それは、成績を書かないとか、本籍地を書かないあるいは府県どまり、性格・行動欄を生徒がどう動くしてきたのかということを文章で書いていくという闘いをしています。もう一つは、先程労働省の話が出たけれども職業安定所を徹底して僕らたたいてきました何度も。問題がある企業例えば、戸籍謄本を持って来いとか、身元調査をしたとか、あるいは本籍地を書かしてみたとか、親の職業をひつこく聞いたとかいうふうなことがあった企業は僕ら呼びつけて話をしますけど、かならずその場で職安を立ちあわせてきました。職安がどう責任をとるんだということを常に言い続けてきているわけですね。そういう意味でも先程の労働省の問題はその大元締が労働省ですから、非常に大事な問題だと思うんです。ただ幸いというか、兵庫県の労働部なり職安は、そういういくらかの動きにつれて、多少ああいふ労働省みたいなばかな事

を言わないようになっているのは事実です。問題があれば、職安の方が積極的に走りまわるといえるような体制まではやってきています。で、何を言ったらいいのかというふうに思い続けてきたわけですが、就職の話で今言ったことを後で小田先生に話してもらいますけれども、私たちの学校から在日朝鮮人がたくさん大企業に行ってます。昨日も討論してそのことが在日朝鮮人・韓国人の生きることの展望につながるのかという質問をされて、実際僕らわからないです、まだまだ。で、そういう展望、ただ生きていく上でそういう道というのは、やっぱり関わなきゃね、子供自

身が関わるというのは、子供自身が関わっていくとア・ボジ・オモニのことをわかっていく。自分の本名を名のっていく。自分の学力をもちろんつけることになります。そういう変っていくことと、教師の側あるいは同胞の側が関わっていくことで、始めて多少でも展望というのが出てくるのとなじりかなという印象を持つわけです。企業に入った子供たちは、それぞれがづらいけども、しんどいけども、たった1人の闘いです。たった1人の闘いの中でやっぱり頑張っています。

(おわり)

● 論文紹介

経験と自己回復

鄭 大 均

(チョン テ ギョン)

I はじめに

本論で追求しようとしている問題は、在日朝鮮人論の中でどのように位置づけられるのであろうか。私は在日朝鮮人の内実を表わすものが、二つの要素に分けられ、かつその相互性が見つめられなければならないと考えている。第一に、＜在日朝鮮人主義＞と呼ぶ要素である。それは、在日朝鮮人の生活を構成し、規定する諸価値と組織、言いかえれば、在日朝鮮人文化、すなわち習慣・宗教・共産主義・資本主義・民団・総連・芸術といった要素である。第二に、＜在日朝鮮人アイデンティティ＞の要素である。それは、在日朝鮮人であるという事実とそのあり方、すなわち在日朝鮮人を形成している社会学的・心理学的・体験的・客観的諸特性の総体である。当事例研究において扱おうとしているのは、第二の要素にあたるが、それは、第一の要素と

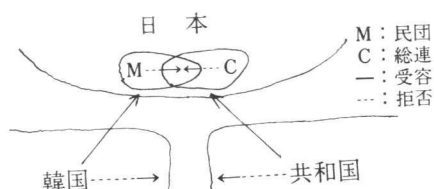
相互的に考察されなければならない。相互的考察ということは、一方によって他方が規定される仕方と、逆に規定されたものが規定するものに対抗する力の両方を心理、社会的に見つめる作業である。

私は前回掲載分と合わせてこれまでに、＜在日朝鮮人アイデンティティ＞を規定する条件として、三つのものを提示した。第一に高度産業社会における疎外状況、第二に民族差別、第三に＜朝鮮人主義＞である。これら三つの条件が＜在日朝鮮人アイデンティティ＞を規定するメカニズムを図示すると次のようになる。

K：在日朝鮮人アイデンティティ



図から明らかなように、＜在日朝鮮人主義＞そのものが、日本社会における民族差別及び高度産業社会における疎外状況によって規定されている。と同時に、＜在日朝鮮人主義＞は、母国からの規定をも受けている。たとえば、民団と総連が母国から規定されているメカニズムを図示すると次のようになる。



＜在日朝鮮人アイデンティティ＞の模索の途は、常に＜在日朝鮮人主義＞との相互性において追求されなければならない。ところが＜在日朝鮮人主義＞の規定条件は、一方において、日本の状況によって、他方において、母国の状況によってもたらされているため、＜在日朝鮮人アイデンティティ＞の模索へのとっかかりは、いくつかの途に分かれる。この分岐は近代史における朝鮮人の渡日以来、未来に遡わたって、私達の民族はアイデンティティ形成においてさけて通ることのできない問題である。しかし、分岐そのものは、いつの日か在日朝鮮人にとって深刻な択一を迫られる問題になるかもしれないとして、現段階においては、在日朝鮮人の内実を模索し、形成する役割分担と考えてよい。

現段階において重要なことは、＜在日朝鮮人アイデンティティ＞の様相が決定的に否定的なものになっていること、及び＜在日朝鮮人主義＞の意味が混乱しているという点にある。私達が私達の文化（広義での）である

＜在日朝鮮人主義＞を否定的なものに見放した時、私達は自己を嫌悪して生きていかねばならない。そのことのゆえにいかなる意味においても＜在日朝鮮人主義＞は否定的なものではありえない。肝心なことは＜在日朝鮮人主義＞は私達を規定すると同時に、私達が＜在日朝鮮人主義＞を規定するのだということ、言い換えれば＜在日朝鮮人主義＞は変動するのだという確信である。具体的に言えば、私達は＜在日朝鮮人主義＞の意味を混乱させている条件の一つである民団・総連の対立という、そのこと自体は否定的な状況を再評価し、新たな＜在日朝鮮人主義＞の創造に向けて闘う過程で＜在日朝鮮人主義＞そのものの意味付けをしていかなければならない。同様に、私達が朝鮮人のゆえに差別されるなら、その否定的な「朝鮮人アイデンティティ」を引き受けたり、又は、「朝鮮人アイデンティティ」を明け渡して「日本人アイデンティティ」を取り入れるのではなく、在日する私達にとってふさわしい朝鮮人アイデンティティ＝＜在日朝鮮人アイデンティティ＞を創造していかなければならない。

私が在日朝鮮人の心理的状況を判断する時基準にするものは、私達のアイデンティティの模索が民族差別や分裂状況といった規定性を見無視したり、その規定性に包摂される形で進められているか、あるいは逆に規定性に挑戦し、参加することによって進められているかという点である。

（参考文献）

・A メンミ 『差別の構造』 合同出版
1971年

Ⅱ 否定的アイデンティティの引き受け

Aのケース 男性・20才 東京都出身
大学生

問題：

Aは第一に家族から、第二に学校から、第三に日本社会からの疎外という＜克服不可能

な状況>(G・ペイトソン 1956年)が
もたらす自己アイデンティティの危機をうき
ぼりにする。

Aの家族構成：

父 一世・50才・大学卒・作家

母 日本人・46才・大学卒・レストラン
経営

長女 20才・日本国籍・現在住所不明・家
族にも連絡なし

Aの家族環境：

両親は結婚後東京都に住み、やがて長女と
長男Aをもうけた。その後、Aが就学する頃
には、現在のB県に移住している。両親の生
活姿勢は進取的で、例えば東京に建てた彼ら
の家は、基礎工事を専門家に依頼したのを除
けば、殆んど夫婦の合作であった。父は緊張
した性格であるが、若い頃には二日ぐらい徹
夜して働いてもビクともしない気力と体力を
もっていた。母は明るく活動的で、夫婦仲は
良い。二人はこれまで、「創造的に何でもや
ってみるという意気込みで生活してきた」と
語っている。

Aには10才年上の姉がいた。彼女はイニ
シアティブに富み何をやっても優秀だった。
「姉はキツイ性格で、俺は正反対にだらしな
かった。姉からもよくぶたれよ」というAの
言葉に表われているように、Aと姉はことご
とく対照的なイメージで語られ、Aは次第に
劣等感や否定的自己イメージを形成していっ
た。しかしAの家族は「Aのために」という
言葉と共に、さらにだらしなさを叱責する矛
盾的關係によってAを孤立に追いこんでいく。

朝鮮学校：

朝鮮学校に入学したAは、級友達から数々
いじめられるようになった。その理由は詳ら
かでないが、「ませていて、先公が何か喋ろ
うとすると機先を制して説明してやったりし
た」というAには、他生徒から見ると「なま
いきな」風情があったのかもしれない。

Aは、あまりいじめられるので学校に行き
たくなかった。すると父は烈火の如く怒り、
殴ってでもAを学校に通わせようとした。そ
ういう毎日が何年間も続き、彼は登校拒否児

になっていた。

家族からも学校からも除け者にされたAは
一方で父に対する近親憎悪的感情を抱くよう
になり、その感情を核としながら朝鮮学校へ
の憎悪や朝鮮人一般への憎悪を形成してゆく。
しかし朝鮮人を憎悪するということは、自己
を憎悪することにもつながり、Aは自己アイ
デンティティの致命的な破壊の危機に直面し
なければならなかった。

日本学校への転校：

Aの両親は、朝鮮中級学校に進学してから
も級友達にいじめ続けられる息子にみかねて
Aが中学1年の冬、日本学校に転校させるこ
とを決意した。両親は転校手続のため、そろ
って役所に出掛けたが、応待にあらわれた職
員は、学力を懸念するようなことを言ったり
して協力的でなかった。しかし両親が、Aは
母方の籍に入っていることを告げるや、職員
の態度は急に変わり、その場で書類を作成し
てくれた。その際、職員はAが今後母の姓であ
るSを用いるように勧め、両親もそれに同意
せざるを得なかった。

Aが転校したのは、私立O大付属中学校で
あった。Aは新しい環境に接した時の印象を
次のように語っている。「気の重たくなるよ
うな授業はなくなって、自由で先公も厳しく
なかった。学校には近所に住んでいた幼少な
じみもいた。」しかし、Aは日本学校でも積
極的に授業や課外活動に参加することはでき
なかった。父によれば、Aは高校時代一年間
百数十回も遅刻をし、毎日のように殴って学
校に通わせた、という。日本学校に転校し
てからは、学校でいじめられたり、おどかさ
れたりすることはなくなっていた。

Aがこの生き難い状況に生き延びるべく発
明した「とっておきの戦術」(レイン)は、
「日本人化」の努力を抑圧された形で追求し
ていくことであった。日本学校に転校したこ
とと、日本名に変ったことは、そのための条
件を与えた。

日本史への関心：

Aは中学2年の頃から、日本史(特に古代
史)に関心を示し始める。「うちの先公は

日の丸は美しいとか、日本というのは日出づる国という美しい意味があるとか『君が代』が万葉集の読み人知らずの詩であるといったことを教えてくれた。」その頃からAは日本の寺社や国家神道に並々ならぬ関心を抱き始める。

しかし、Aにとって学校は決して魅力的な世界にはならなかった。Aはやがて学校から脱籍した部分に近ずき、暴走族の仲間入りをしていく。

(つづく)

ミニ情報

■ 入管問題関係

・ 韓さん一家を守る会

現在、1ヶ月ごとの仮放免の更新をくりかえしている。昨年7月に提訴した「退去強制処分無効確認等請求訴訟」の第二回公判が3月17日、大阪地裁で開かれる。

公判に先立ち3月13日、部落解放センターで「韓さん一家の強制送還を許さない関西集会」がもたれる。

・ 申京煥君を支える会

第13回目の公判(関西出張裁判)を目前に控えた2月17日、裁判所側は(東京地裁・内藤正久裁判長)一方的に大阪出張公判の理由がなくなったとして打ちきってきた。全国的に支援グループを組織し、関西出張公判にむけての全国集会を準備して支える会は、抗議声明を発表するとともに仙台・東京・名古屋・大阪・広島等での集会を抗議集会に切り換えてそれぞれもった。

・ 朴可伸氏の強制送還

横浜市の寿町(簡易旅館街)に住んでいた朴さんは、日本人女性と結婚し最近子供をもうけたが、酒に酔い暴行事件を起した。その際に密入国が発覚し、昨年末大村収容所に収容された。奥さんはノイローゼ、子

供は施設に保護され、父親は収容所へといった悲惨な状況をなんとかしようと、神奈川朝間研のメンバーが奔走し、「退去強制無効確認」を横浜地裁に提訴するとともに送還停止の仮処分を求めた。地裁は仮処分を認めたが入管当局は高裁へと速示控告をし、高裁は執行停止する理由なしと判断した。そして朴さんは韓国へ強制送還された。

地裁への仮処分申請にはじまり高裁の判定、そして送還までにわずか1週間であった。高裁の判定の翌日には送還が執行されたのである。入管の驚くべき早さをもった対応と処分であった。

・ 入管当局の密入国者対策

1月30日の朝日新聞によると、入管当局は韓国からの密入国者に対し「これまでも日本に生活基盤ができた韓国人密航者に対して毎年400人前後、法務大臣裁量による特別在留(1年ごと更新)を認めてきたが、同局が考えているのは、この方式をさらに弾力的に運用したいという構想。例えば過去の一定時点を区切って、それ以前に韓国から密入国した長期潜在居住者に自主申告を求め、審査のうえ、特別在留を認める者と日本での一定期間の就労を許したあと送還する者に振りわけ、といった案も検討されている。」また「実際には密航が労働力のヤミ流入になっているため、『人数・期間を限って韓国からの労働力流入を正常ルートにのせた方がいいのではないか』との考え方も入管局にはある。」と報道され、注目を集めた。しかし、信頼すべき消息筋によるとこの案件は具体化されず流れたとのことである。ただし入管当局が現実問題にそくしてこのような対策を考えたこと自体、留意しておく必要はあるのではないかな。

・ 協定永住権取得者の退去強制令発付数

現在、協定永住権取得者で、7年以上の刑事罰を受け、日本政府より退去強制処分を受けている数は16名であり、内13名

は現在大村収容所に収容されており、3名が収容所より仮放免されている。さらには現在、64名が7年以上の刑事罰を受け服役中である。したがってこれらの64名も出所と同時に退去強制令が発付され、大村に収容されるものと考えられる。

なお、韓国政府はこれらの協定永住権取得者の退去強制による引き取りを拒否している。

・外録法の国会再上程流れる

昨年3月に国会上程され見送りとなった外国人登録法の一部改正は、前回の法案にさらに改正が加えられ、この3月に再上程されると確実視されていたが、法務省内部と関係各省庁の事情によって再上程はされないこととなった。

■行政差別撤廃闘争

〔大阪市〕

在日韓国人への市営住宅入居差別を撤廃。
75年度の新築市営住宅分から実施。

〔広島市〕

在日韓国人への市営住宅入居差別を撤廃。
3月中旬公募予定のものから実施。

〔尼崎市〕

兵庫民闘連は尼崎市との交渉を継続するなかで児童手当の支給、公営住宅への入居資格を獲得して来たが、このほど開かれた対市交渉において市の民族差別撤廃に対する基本政策を追及するとともに、協議機関設置にむけた「確認書」を勝ちとった。兵庫民闘連は以降の闘いを、行政差別撤廃闘争の第二期としている。

〔四日市市〕

在日韓国人民主懇談会など三団体が要望していた児童手当の支給、公営住宅入居資格等について市は、拒否回答を示した。

〔北九州市〕

北九州市の崔昌華牧師（在日大韓基督教小倉教会）らは、このほど北九州市に対して在日韓国人・朝鮮人の学令児童に日本人と同じように就学通知を出すように申し入れ

た。市教委は前向きに検討することを約した。

■電電公社の就職差別闘争

電電公社近畿が昨秋の就職試験で在日韓国人高校生の受験を拒否したことに端を発した就職差別事件をめぐる、電電公社就職差別撤廃共闘会議は2月19日、大阪府労働部および同府市の両教育委員会に対して「電電公社就職差別に関する公開質問状」をつきつけた。

さらに共闘会議は行政側に在日韓国人生徒の就職実態調査を要求、行政側もこれを受け入れ約1ヶ月後に再度話し合うことを確認した。

■兵庫県高校進路指導研究会

「兵庫県進指研ニュース」（第16号）によると、兵庫県内の就職内定状況調査（昨年末）では、外国籍生徒の就職希望者数241名で、就職内定者数は231名である。内定率は95.8%である。

■民族差別をあらわにした私学校長の発言

東京の昭和鉄道高等学校と豊島実業高校の両校長は、外国籍の入試選抜に対して「本校に入学し卒業するときの就職で、企業側が外国籍のものを採用してくれないので入試選抜に際してはしばって考える。」と発言し、暗に外国籍の入学拒否を示した。こうした差別発言に対し、豊昭学園教職員組合が問題視している。

■民族学校生徒に教育援護金

京都市は、民族学校に通う生活保護世帯の在日韓国人・朝鮮人児童にも日本人と同等の教育援助を行うことを決め、1月から実施している。学年によって支給額は違うが、小学6年生で1人当たり1ヶ月3,500円が支給される。

■警官の暴行と民族差別的暴言事件

「交通取締りの警察官が身障者である商

店主に乱暴を働き、同時に民族差別的暴言をはいた」として横浜地方裁判所に提訴している在日朝鮮人の趙兼之さんの第4回公判は2月5日開かれた。

趙さんを支援している「湘南三浦・民族差別を考える会」はこの事件に関して、2月6日、被告代表である神奈川県知事を訪れ「県警への指導」を要望した。

■樺太抑留韓国人帰還訴訟

2月20日、東京地裁民事第三部（内藤正久裁判長）で第一回口頭弁論が開かれた。

日本政府側の弁護任が答弁書を提出。

この裁判に先立ち、2月15日には東京有楽町の読売ホールで決起集会がもたれた。第二回口頭弁論は4月2日。

■韓国人被爆者問題

被爆者健康手帳の交付を求める訴訟を起こし、1、2審とも勝訴しながら、法務省大村入国者収容所に収容されたままであった孫振斗さんが、「病氣治療のため」仮放免になり、二年半ぶりに1月31日大村収容所の門を出た。

■京都互助センター「玉姫殿」の民族差別

総合結婚式場、京都互助センター「玉姫殿」がチマチヨゴリを着用した民族衣装による挙式と披露を拒否したのは、民族差別であるとして、在日韓国基督教教会館（KCC）、在日外国人の民族教育を守る会などが抗議を続けている。

このほど開かれた第二回目の話し合いで支援団体は「在日韓国人の民族の慣習を無視した重大な人権侵害である」としているが、センター側は「挙式拒否の謝罪をはじめ撤回、国籍条項の削除等の意思は全くない」と回答した。

■サンデー毎日の“朝鮮征伐”裁判

宋斗会氏が民族への名誉毀損であるとして京都地裁に提訴していた、いわゆる「サンデー毎日訴訟」は同地裁が訴えを棄却し

たが、宋氏はこれを不服として大阪高裁に控訴した。

■本名呼称裁判

NHKを相手に本名呼称を求める裁判を起している崔昌華牧師（在日大韓基督教小倉教会）の「人格権侵害による損害賠償等の請求」、いわゆる一円訴訟の第二回口頭弁論が2月5日福岡地裁小倉支部で開かれた。この日、NHK側は答弁書を提出したが「日本語読みは合法」として反論している。

■本名呼称裁判で在日大韓基督教教会社会局NHKに抗議する

在日大韓基督教教会総会社会局は、3月15日、代々木のNHKを訪れ、本名呼称を要求するとともに要望書を提出した。

■大阪生野区の地域問題懇談会

在日韓国基督教教会館（KCC）に集まる青年達によって組織されている地域活動研究会のよびかけによって、地域住民の間で「地域問題懇談会」が昨年末発足した。

1月22日第2回目の懇談会がもたれ、保育行政の問題に関し熱心な討論がかわされた。

■障害児のオモニら訴え — 大阪

大阪市立の保育所への入所を求めて、2月24日から27日までの4日間、大阪・中之島の大阪市役所の前で障害児の子をもつ親たち約40人が、保育所の冷たい“締め出し”に抗議して座り込んだ。

この座り込みは大阪市との話し合いが決裂した障害児の親の会のメンバーたちが実力行使に出たもので、一般日本人とともに在日韓国人のオモニたちも参加した。在日韓国人の障害児の実態は今のところ不明とされているが、大阪を中心に動いている同会だけでも、入会している在日韓国人の数は20人を超えるという。

（以上1976年2月～3月までを収録）

編集後記

■過日、大阪の部落解放同盟の子供会を見学した。部落の解放をめざし、差別を許さない負けな
い人格を形成するために一丸となっている姿と運動、理論と実践を強力に結びつけている「差別
への怒り」、を今さらながら強烈に印象づけられた。在日韓国人の差別への対応は深く沈潜して
おり、まだまだ怒りが表面化しているとは言い難い。それほどまでに同化作用が浸透している
ということである。

今日の解放同盟の姿は、長い闘争の歴史と被差別部落民の汗と血の結晶であることは間違いな
いにしても、彼らをしてここまで結束させているのは、やはり、「差別への怒り」の何にもの
でもない。民族差別との闘いも、この“怒り”を結集しなくてはならない。怒りから認識へという
過程が、解放に向けた原動力となりうる。イギリスの劇作家が創作した題名に「怒りをこめてふ
りかえれ」というのがある。われわれ在日韓国人もただ単に過去をふりかえるのみでなく、怒り
をもってふりかえらなくてはならない。

■今号から「ミニ情報」を設定しました。こうして見ると実にさまざまな民族差別が広範囲に存
在していることに、今さらながら驚かされる。しかもこれらは表面化したもののみである。

■今年もまた卒業と入学の時期がやってきた。例外なく今年もまた同胞の就職は非常に困難さを
示している。私の後輩達もやはり例外ではあり得ず、学校は出たけれどという状態である。すべ
てのものが芽ぶく新生の春であるというのに、この気の重さはやりきれない。

■1才半になる娘をつれて妻とともに同胞の焼肉屋に行った。妻も私もカタコトのクゴ
(国語)で娘に呼びかけ、そして答えていた。店の青年が聞いた。「クゴをおしえて、学校はど
へ入れるのですか。」。妻は答えた。「いくらおしえても、返ってくる言葉は日本語なの。」青
年は、ハッとしたようにうなずいていた。

(B・J)

■春になったせいのかも事を明るく見えるようになった気がする。民間連ニュースに掲載されて
いる内容は、けしてバラ色といえるようなものではない。むしろ、その逆の方が多い。しかし、
各地で民族差別と闘っている人たちからのニュースを読んでいると、そのような困難な状況にあ
っても、ある種の自信や希望を感じることができる。いつ、どのような状況にあっても希望だけ
は抹殺できないと思う。

■教育実践報告“在日朝鮮人教育の一つの指針”の中谷先生の講演は、今号で終わりました。続い
て次号より2回にわけて、同じく昨年12月7日、川崎でもたれた「在日朝鮮人の就職・進学問
題を考える集い」での小田先生の講演を連載いたします。

(K・S)

資 料 案 内

(R A I K 取 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- ・児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動(№ 5) 100円
- ・全国版一在日韓国人の闘争一児童手当・公営住宅入居資格等の生活権擁護運動の記録 (№ 6) 200円
- ・就職差別問題資料——糾弾!!労働省・労務行政研究所(№ 7) 200円
- ・⑨資料集「外国人子弟の教育についての諸問題」 300円
- ・民闘連ニュース 1号～7号(民闘連刊) 各100円
- ・THE KOREAN MINORITY IN JAPAN:THEIR PROBLEMS 600円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- ・在日朝鮮人の就職差別について——朴鐘碩君の裁判を手がかりに——
朴君を囲む会刊 50円
- ・原告(朴鐘碩)および被告(株式会社日立製作所)の主張(資料集 № 1)
朴君を囲む会刊 300円
- ・証言集1 佐藤勝己 (朴君を囲む会資料集 № 3) 朴君を囲む会刊 200円
- ・証言集3 梶村秀樹 (" № 4) " 150円
- ・証言集4 李 益 直 (" № 5) " 150円
- ・朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- ・就職差別裁判・判決全文 " 100円
- ・民族差別——日立就職差別糾弾—— 朴君を囲む会編 亜紀書房 1,000円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 発 行 資 料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊 100円
- ・工 州 (コゲ) 第1集～第3集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各300円
- ・燈台 第29号・30号 在日大韓基督教青年会全国協議会刊 各300円
- ・地域運動の手引き " " 500円
- ・日韓両国間の正義と平和のために 日韓キリスト者連絡協議会刊 200円
- ・韓国通信 合併第1～4号 韓国問題キリスト者緊急会議刊 150円
- ・韓国における人権問題を考えるオーグル牧師を迎えて——記録と総括——
オーグル牧師を迎える実行委員会刊 200円
- ・アジアの人権 創刊号 アジア人権センター刊 500円
- ・ " 2号 " 400円
- ・ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会 300円

・金芝河・良心宣言	金芝河らを助ける会刊	300円
・在日朝鮮人渡航史		300円
・申京煥君の強制送還を許すな。／	No.1 申君を支える会刊	300円
〃	No.2 〃	200円
●自分の意志で堂々と帰りたい。資料集№3 申君を支える会刊		150円
・申京煥君を支える会全国ニュース 1~2号	〃	100円
・入管と縁を切りたい。／	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	200円
・民族運動としての地域活動をめざして		
	川崎在日同胞の人権を守る会刊	200円
・行政差別撤廃運動——尼崎市闘争記録集——		
	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊	300円
・京都韓国学園建設促進に向けて	京都韓国学園建設促進連絡協議会刊	200円
・きつつきの群れ——京都韓国学園建設問題に関する資料集——		
	京都在日外国人の民族教育を守る会	500円
・京都韓国学園問題資料1	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・韓国における不実企業の実態	日韓連帯連絡会議	1,000円
・日本における朝鮮少数民族	エドワード・W・ワグナー著 湖北社刊	850円
・在日朝鮮人団体重要資料集	〃	3,200円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	〃	2,200円
・国籍と人権	崔昌華著 酒井書店	2,500円
・속담 (朝鮮のことわざ)	梁泰昊著	300円

☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

- 民族学級をいかに進めようとしているか (資料集No.1)
- 在日朝鮮人教育の原点を探る
- 在日朝鮮人教育の原点を探る (〃 No.2)
- なぜこんなたくさんの朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか (資料集No.3)
なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもたちが学ぶことになったのか
——民族学校閉鎖と再建への動きの歴史—— (資料集 №4) 200円
- なぜ「本名を呼び、名のる」とりくみをやらなければならないか
(資料集 №5) 300円
- 今日の朝鮮民族差別 ——深江小学校吉田校長の差別思想を斬る——
(資料集 №6) 300円
- 関東大震災と朝鮮人虐殺 (〃 №7) 400円
- 歴史教科書にあらわれた朝鮮 (〃 №8) 200円
- 在日朝鮮人の法的地位 ——「韓さん一家」の問題を考えるにあたって——
(資料集 №9) 200円
- 知チョリン友の会強制連行の地へゆく (資料集No.10) 300円

韓国語4月クラス生徒募集要項

本講習会の内容・特色

韓国Y M C Aでは韓国語教育の充実に長年努力してきました。韓国語の学習を通し、韓国の歴史文化の理解を深める総合的な韓国理解を目指しています。優秀な講師陣による文法、会話の指導、又講師や専門家によるカウンセリング、韓国民謡を歌う集い、韓国の歴史の学習、シーズンスポーツ、韓国訪問も行なっています。

◇講習期間 1976年4月12日(月)～1976年9月30日(木)(但、8月は夏期休暇)

◇受付期間 1976年2月10日より受付を始めます。受付時間は午前9時30分より午後7時(土曜日12時)まで(日曜・祭日は休館)

◇申込手続 受講申込書に記入の上、受講料を添えて事務室にお出し下さい。

◇受講料
入会金 5,000円
受講料 一般クラス 24,000円(6ヶ月)
集中クラス 45,000円(3ヶ月)

◇クラス分け 自分で選択された後、統一テストを受けられクラス編成の参考にさせていただきます。

◇備考 ①一旦納入された受講料は理由の如何にかかわらず払い戻し致しませんので御了承下さい。②各クラスとも定員になり次第締めきります。詳細は当事務所にお尋ね下さい。

◇ ク ラ ス

クラス名	曜日及び時間	期 間	内 容
初 級	毎週 月・水 6:30～8:00 PM	4月～ 9月	初めての方のクラス 基礎から出発、基礎文型、基礎会話
中 級	毎週 火・木 6:30～8:00 PM	"	多少読み書きのできる方のクラス 基礎文法、解説、応用会話
上 級	毎週 水・金 6:30～8:00 PM	"	中級をマスタした方のクラス 高等作文、講読、自由会話
研 究 科	毎 週 水 6:30～8:00 PM	"	韓国語に興味があり、専門的に広範囲の韓国語を習読したい方
集 中	昼=毎週 月・木 2:00～4:00 PM 夜=毎週 月・木 6:30～8:30 PM	4～6月	少人数編成で、短期間に集中的に韓国語の基礎を習得したい方

東京韓国YMCAプログラム案内

プログラム	時 間	入 会 金	受 講 料	内 容
韓国文学を読む	毎月 第3土曜 2:30 ~ 4:30 PM	2,000 円	テキスト代	韓国文学を読む
韓国史を学ぶ	第2・第4金曜 6:30 ~ 8:30 PM	2,000 円	テキスト代	韓国古代史を中心に学ぶ
韓国教会史を学ぶ	毎月 1回	2,000 円	1回 500円	韓国教会史, 在日韓国教会史を学ぶ
生 花 教 室	毎週 水曜 2:00 ~ 5:00 PM	2,000 円	月額 3,000円	小原流生花教室
韓国民謡を歌う	毎月第1・水・木 6:00 ~ 6:40 PM	2,000 円	テキスト代	韓国民謡を歌う
英 会 話	毎週 火曜 6:30 ~ 8:00 PM	5,000 円	月額 3,000円	外国人を囲んで生きた英会話を学ぶ
伽 倻 琴 教 室	毎週 土曜 2:00 ~ 4:00 PM	5,000 円	月額 5,000円	基礎より (備付のキャゴトあり)
野 外 ・ 体 育	シーズンに応じて	円	冬期スキーキャンプ, ソフトボール, ハイキング——3泊セミナー——	

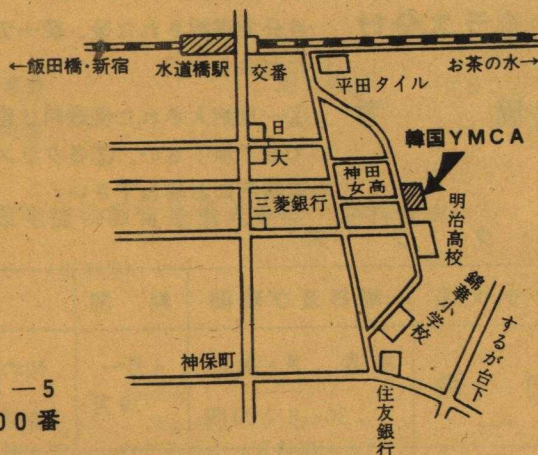
◇交 通

国電・水道橋駅下車 4分

〃 お茶の水駅下車 7分

韓 国 Y M C A

東京都千代田区猿樂町2-5-5
電話 03(291)1511・9000番



発行日 1976年3月15日

№.9号

頒価150円

発行人 李 仁 夏

発行所 在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内
民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52 TEL 03-203-7575

民閼連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268